

事業対象者としてサービス利用している者が区分変更申請を行った時の取り扱い

1. 事業対象者→要支援1・2

認定結果が出た後、要介護認定申請日（要支援1・2の認定期間の初日）に遡り、請求。
※区分変更申請中は、請求は行わない。（認定区分が未確定であるため）

2. 事業対象者→要介護1～5

国保連合会との連携が必要の為、介護保険課又は高齢者支援課へ報告すること。

認定結果が出た後、請求。下記（1）～（3）のとおり。

※区分変更申請中は、請求は行わない。（認定区分が未確定であるため）

（1）総合事業のみ利用した月

事業対象者として請求。なお、給付管理は地域包括支援センターが行う。

（2）総合事業を利用し、月途中から暫定プラン（居宅介護サービス）を利用した月

介護認定日以降の居宅介護サービスの契約日の前日までは事業対象者として総合事業で請求。
契約日以降は要介護認定者として居宅介護サービスを請求。

なお、給付管理は居宅介護支援事業所が行う。

（3）暫定プラン（居宅介護サービス）のみを利用した月

要介護認定者として請求。なお、給付管理は居宅介護支援事業所が行う。

3. 事業対象者→非該当

認定結果が出た後、請求。下記（1）～（2）のとおり。

※区分変更申請中は、請求は行わない。（認定区分が未確定であるため）

（1）総合事業を利用した月

事業対象者として請求。なお、給付管理は地域包括支援センターが行う。

（2）暫定プラン（居宅介護サービス）を利用した月

利用者から実費利用として請求。